インフルエンザ書類の変更について

令和２年４月１日
青空保育園
園長　福田　久美子

厚労省より、インフルエンザの治癒証明書の廃止について通達がありました。園医と相談し、今年度からインフルエンザ登園許可願いに変更となりますのでお知らせいたします。

書類を事前に配布しますので、インフルエンザに罹患した場合ご利用下さい。尚書類を紛失されますと、お子さんが体調不良の中園まで取りに来ていただくことになりますのでご注意ください。

変更点

1 書類は医師の記入が不要となり、保護者の方に記入していただきます
2 受診日、医療機関名、インフルエンザの種類（〇で囲む）、登園日、保護者名を記入し、捺印をお願いします。
3 朝晩検温をし、解熱剤使用の有無も毎日記入して下さい。記入しきれない時は裏面か、別紙を添付して下さい。
4 登園時インフルエンザ登園許可願いを保育士に手渡して下さい。
5 受け入れ時に検温をさせていただきます。この時 37.5℃以上のお熱がある場合は降園の対象となります。

＊これまで通り、インフルエンザと診断されましたら、園までご連絡下さい。
＊解熱後３日を経過しないと登園できないのは、小さな子供はウイルスの排泄が長期に続くという医学的な知見によるもの、保育園は学級閉鎖ができないこと、集団生活に耐えうる体力の回復には時間がかかること等を踏まえ決められています。長期のお休みで保護者の方にご負担をおかけしてしまいますが、ご理解下さい。
＊発熱した日、解熱したその日は０日と数えます。
＊解熱した後再び発熱した場合はカウントし直します。
＊登園時にお熱がなくても、咳が酷い、食欲がない、下痢をしている等、集団生活に適応できる状態に回復していない場合は、受診をお願いすることがあります。
＊インフルエンザ流行期の園内では、できるだけマスクの着用をお願いいたします。
＊インフルエンザの流行状況は掲示板でお知らせします。
＊重症化予防の為、インフルエンザの予防接種は 11 月中に２回目が終わるよう日程を調整しましょう。

書類の変更について何かご質問があれば、事務室までお立ち寄り下さい。
以上、ご協力よろしくお願い致します。